

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために



監修

一般社団法人 島根県医師会

島根県



高齢社会を迎え、長期の療養を必要とされる高齢者の方々の多くが病院での入院生活を送られています。

「できることなら、住み慣れた自宅でいつまでも暮らしていきたい」

多くの方の願いではないでしょうか。在宅医療を受けることにより自宅での療養生活が可能になりますが、「十分な治療が受けられないのではないか」「家族に負担がかかるのではないか」等といった不安の方が強いのが現状だと思います。

そこで、在宅医療はどうしたら受けることができるのか、どういった治療が受けられるのか、 介護サービスとの関係はどうなっているのか、そもそもどこに相談したらいいのかなど、基本的 なことについてまとめましたので参考にしていただければ幸いです。

在宅医療とは

在宅医療は、通院や入院ではなく、自宅などの生活の場において、医師や看護師が訪問して診療や医療処置を行ったり、必要に応じて歯科治療や各専門職による薬の処方やリハビリ、栄養指導などを受けることを言います。



「往診」と「訪問診療」の違い

訪問診療:医師等が定期的に訪問して行う医療

往 診:急変時に患者や家族の要請に応じて行う医療

在宅医療のイメージ

かかりつけ医

日常的な診療や健康管理を 行ってくれる開業医など身近な お医者さんで、訪問看護師や介 護ヘルパーと協力して、自宅で の療養生活を支えます。

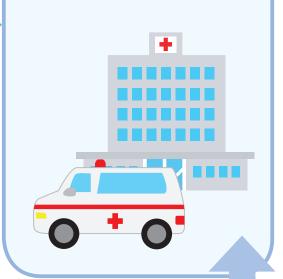
入院や専門的な検査が必要と なったとき、状態に合った病院 を紹介します。



病院

病状が急変したり検査が必要 となった際に入院を受け入れる ことにより、在宅医療をバック アップします。





診療や 健康管理



入院 受け入れ

在宅患者

かかりつけ医による診察のほか、看護師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士などのサポートのほか、ケアマネジャー(介護支援専門員)のケアプランに基づき、ヘルパーによる介護サービスも受けながら在宅療養生活を送ります。

(6~7ページ参照)

在宅医療Q&A

どこに相談すればよいですか?



全宅医療を受けたいけれど、家族の負担を考えると受けられるかどうかとても不安です。 どこに相談したらいいですか?

A. 地域包括支援センターもしくは 病院内の医療相談窓口などに相談してみましょう。

お住まいのすべての市町村に、医療、介護、福祉の身近な相談窓口として「地域包括支援センター」が設置されていますので、まずはこちらにご相談ください(連絡先など、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。)。

また、入院されている場合は病院内の医療相談 窓口などに相談してみましょう。



病状や年齢に制限はありますか?



在宅医療を受けるのに、病状や年齢などによって 制限はありますか?

A. 病状や年齢による制限はありません。

病状や年齢による制限はありません。

実際に、寝たきりなど介護度の高い方も多く利用されています。

また、認知症の方の利用や、がんの終末期など、 最期を自宅で迎えたいという方が利用されるケー スもあります。



どんな医療が受けられるの?



在宅医療で受けられる、医療行為に 制限はありますか?

A. 特に制限はありません。

医師や看護師が自宅に訪問して行う医療行為に ついて、特に制限はなく、医療機関での外来診療 時に受けることのできる処置を受けることが可能 です。

また、患者本人や家族によって管理することが 認められている治療法もありますので、医師や看 護師の訪問と組み合わせて、在宅での療養生活を 継続していくことも可能です(※)。

※病気の種類や患者本人の状態などによって可能となる範囲が異なります。



医療保険は使えますか?



全宅医療を受けるのに、お金の負担が気になります。 医療保険は使えますか?

A. 医療保険が使えます。

在宅医療においても、もちろん加入の医療保険が利用できます。このほか、訪問に係る交通費など、入院や通院とは異なる負担がありますが、病状や年齢等によって負担が軽減できる制度などもありますので、ご相談ください。



在宅医療を支え

在宅医療に関わる色々な職種の人の協力や各種サービスの

医師 (かかりつけ医・病院医師)

普段の訪問診療はかかりつけ医が、入院治療が必要になった時は病院医師が医療を提供します。

訪問看護師

在宅医療では、医師の指示に基づき、訪問 看護サービスを提供します。

訪問看護サービスは、医療保険と介護保険のどちらでも利用することが可能です。「訪問看護ステーション」に所属する看護師が自宅を訪問し、医療保険上の診療補助や介護保険上の療養上のお世話などを行います。

訪問看護サービスの主な内容

・療養上のお世話

(食事、排泄、入浴、床ずれのケアなど)

• 医療処置

(点滴、注射、たんの吸引、経管栄養など)

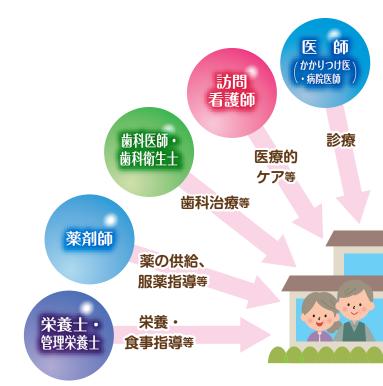
・健康状態の評価

(体温、血圧等のチェック)

・医療機器の管理

(酸素濃縮器、人工呼吸器など)





歯科医師・歯科衛生士

虫歯や歯周病などの歯科治療のほか、入れ 歯の調整や歯磨き指導など専門的口腔ケアを 行います。

薬剤師

処方された薬の供給のほか、服薬指導や服薬状況のチェック、保管方法の指導などを行います。

介護 サービス 在宅医療において、介護が必要になったときは、介護保険を利用 した介護サービスもあわせて受けることができます。

介護サービスは、自宅に訪問してもらって受けるサービスのほか に、デイサービスやショートステイなど、介護施設に通って受ける サービスなどとの組み合わせにより在宅生活の継続を目指します。

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーに 相談すれば、適切なケアプランを作成してくれます。

る人・サービス

活用によって、患者ご本人だけでなくご家族も支えます。



ケアマネジャー (介護支援専門員)

要介護・要支援と認定された人に対し、介護保険のサービス利用計画書(ケアプラン)を作成したり、介護サービス事業所との調整などを行います。

ホームヘルパー

身体介護サービスや家事援助サービスを提供し、日常生活の支援を行います。

栄養士・管理栄養士

病状等に応じ、療養上必要な栄養・食事に ついて指導を行います。

理学療法士·作業療法士· 言語聴覚士

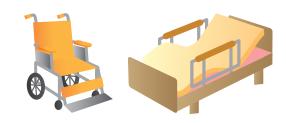
心身の機能回復又は維持を図るため、日常 動作訓練など必要なリハビリテーションを提 供します。

ソーシャルワーカー

医療機関などで在宅医療に関する相談を受け付け、関係機関・職種との調整を行います。

福祉用具

要介護・要支援と認定された人は、介護保険で様々な福祉用具をレンタル又は購入する ことができます。(車いす、介助用ベッド、 つえ、歩行器、腰掛け便座、入浴補助用具など)



介護サービスの主な内容

- 訪問介護 (ホームヘルパーによる日常生活上のお世話)
- ・訪問リハビリテーション(理学療法士、作業療法士などによる日常動作訓練など)
- ・デイサービス(通所介護施設における日帰りサービス)
- ・ショートステイ (短期的な施設入所)
- · 小規模多機能型居宅介護

(デイサービス、ショートステイ、訪問介護の3つのサービスを組み合わせて利用)



